

別記様式第1号(第四関係)

# 西伊豆町地区活性化計画

静岡県賀茂郡西伊豆町

平成31年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	西伊豆町地区活性化計画						
都道府県名	静岡県	市町村名	西伊豆町	地区名(※1)	西伊豆町地区	計画期間(※2)	平成31年度～平成33年度

## 目 標 : (※3)

本町の一次産業は、主に農業と漁業が営まれているが、どちらも小規模な個人経営がほとんどである。従業者の高齢化と担い手不足が進行しており、生産量・漁獲量は年々減少、遊休農地と休止漁船は年々増加するという負のスパイラルとなっており、この対策が急務となっている。一方、都市部の住民の間では、安全・新鮮な地域食材や、普段体験できない一次産業の現場に対する関心と需要が高まっている。

そこで、直売だけでなく、インターネット販売にも対応し、一次産業の体験観光メニューの拠点・販売機能も有する農林水産物直売所を整備し、別途進めている都市部への販路開拓のための事業(歴史・自然の観光資源と地域素材を使った広域連携商品開発により首都圏から世界展開を目指す地域商社事業)と連携させ、地区内農林漁業の活性化を図る。

目標値としては、地方版総合戦略における「農林水産業への新規就業者数:6人」、「町内食料品生産額:3,500,000千円」の達成に寄与することを大枠の目標とし、事業期間中は、①雇用者数(新規就農者を含む)の増加7人、②新商品開発4件を目標値とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

本町は静岡県東部の伊豆半島西岸に位置し、町の東には急峻な山並みの天城連山、西は駿河湾に接しており、美しい自然景観、豊富な自然資源を活かした観光業を基幹産業としている。2018年4月17日に認定されたユネスコ世界ジオパークの構成要素で、町内には奇岩や地層などの多くのジオスポットが点在する。年間を通じて温暖だが、冬場に強い季節風が吹き、この風を活用して作られる「塩鯉」は、現在では国内で唯一、西伊豆町田子地区だけで作られている。総面積10,554haのうち、森林面積は9,438ha(民有林6,991ha、国有林2,447ha)で、総面積の89.4%を占めており、海岸部に4地区、山間部に1地区の集落がある。本地区の人口は8,083人(H30.4.1現在)で、直近5ヶ年で1,219人減少し、減少率は13.1%となっている。町内の農林漁業従事者数は177人(平成27年国勢調査)で、全就業者数3,590人(平成27年国勢調査)の4.9%を占めており、農林漁業が重要な産業となっているが、平均年齢が64.1歳(平成27年国勢調査)と高齢経営者が大半を占めている。

### 現状と課題

#### 【現状】

地区の事業者の大半が小規模経営であることに加え、高齢化・担い手不足により生産量・漁獲量が減少、遊休農地・休止漁船が増加し、一次産品の生産額が年々低下している。一方で、都市部住民の地方食材や体験観光への関心は高まっており、これを町の基幹産業である観光業とマッチングすれば交流客数の増加に繋がられるだけでなく、新たな地域ビジネス創出が可能と考えられる。

しかし、都市部のニーズに対応するための販売、観光客に地域の産品を味わってもらうための地産地消が実現できておらず、体験観光メニューの考案・提供についても一部事業者を除いては対応できていない状態である。

#### 【課題】

農林水産物などの“モノ”と、体験観光などの“コト”をいかに集約するか、集約したモノ、コトを中間マージンを省き高利益率で販売するかが重要であると考えられる。そのため、モノ、コトを集約して販売する拠点施設を整備し、一次産業を核とした地域経済を回すことが、現状打破のための大きな課題となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

上記現状を打破するため、地区内の農業者・漁業者による企業組合が立ち上がり、農林産物の直売事業を行っている。こういった活動の取組拠点となる施設を整備し、農林産物だけでなく、水産物、町内特産品等の販売や、体験観光事業の考案・販売ができるよう町が支援することで、地域内の一次産業の振興を図る。

拠点施設整備だけでなく、別途交付金事業(地方創生推進交付金)を活用して進めている首都圏販路、海外販路を開拓する事業と連携することで、地区内だけでなく都内の個人客への通信販売や、飲食店への卸売、世界農業遺産に認定された「静岡水わさびの伝統栽培」で栽培された「わさび」の海外販路への販売等も行い、拠点施設の販売力強化を図る。(歴史・自然の観光資源と地域素材を使った広域連携商品開発により首都圏から世界展開を目指す地域商社事業 ※香川県丸亀市と連携した広域事業)

同じく地方創生推進交付金を活用した一次産業再生プロジェクトとも連携し、後継者確保、生産量増加の取組を並行して進めることで、拠点施設を中心に定住促進を推進し、農林水産物等の商材を確保し、持続可能な施設運営ができるよう取組んでいく。(伊豆西海岸が連携して作るハイブリッド産直で農林水産物の魅力を丸ごと売って儲けるための仕組みを作る一次産業再生プロジェクト)

また、近隣の市町とも連携して、伊豆西海岸の商材を拠点施設に集約することで、特色ある品を揃え、拠点施設の魅力を向上させ、販売力の強化を図る。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
西伊豆町	西伊豆町地区	地域資源活用総合交流促進施設(27地域連携販売強化施設)	西伊豆町	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
西伊豆町	西伊豆町地区	伊豆西海岸が連携して作るハイブリッド産直で農林水産物の魅力を丸ごと売って儲けるための仕組みを作る一次産業再生プロジェクト	西伊豆町	地方創生推進交付金(単独) 実施期間: H30.4.1~H32.3.31
丸亀市 西伊豆町	西伊豆町地区	歴史・自然の観光資源と地域素材を使った広域連携商品開発により首都圏から世界展開を目指す地域商社事業	丸亀市 西伊豆町	地方創生推進交付金(広域連携) 実施期間: H29.4.1~H31.3.31

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

近隣の伊豆市、松崎町の関係者と平成29年10月から「西伊豆地域の産地直売施設整備準備委員会」を立上げ、施設のあり方、運営について協議を重ねている。委員会メンバーは、農業者、農協、漁業者、漁協、商工会、観光協会、行政から17名。

### 3 活性化計画の区域(※1)

西伊豆町地区(静岡県賀茂郡西伊豆町)	区域面積(※2)	10,554ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区の区域面積10,554ha(H30.4.1現在 国土地理院)のうち農地面積は303ha(H29.12.5現在 西伊豆町農地基本台帳システムによる)、森林のうち西伊豆町森林整備計画の対象となる森林面積は8,104ha(H29.4.1現在)で、区域面積の79.7%を占めている。町内の農林漁業従事者数は170人(平成27年国勢調査)で、全就業者数3,590人(平成27年国勢調査)の4.9%を占めており、農林漁業が重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 当該地区の直近(H30.4.1)の人口は8,083人で、直近5ヶ年で1,219人減少し、減少率は13.1%、高齢化率は約48.7%となっており、急激なスピードで人口減少と高齢化が進んでいる。また、人口の規模から、生産年齢1人が地域に与えるインパクトが大きく、定住者が増えることは地域活性化に大きく寄与すると考える。		
③法第3条第3号関係:  当該地区には市街化区域は含まれておらず、市街地も形成されていない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

非該当

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設  種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

非該当

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

「1 活性化計画の目標及び計画期間」で定めた目標値は、地方創生推進交付金実施計画における目標値も含まれるため、外部評価委員会を立ち上げて評価・検証した後、直近の議会への報告、町ホームページで公表する。

### 【目標値】

地方版総合戦略における「農林水産業への新規就業者数:6人」、「町内食料品生産額:3,500,000千円」の達成に寄与することを大枠の目標とし、事業期間中は ①雇用者数(新規就農者を含む)の増加 7人、②新商品開発 4件を目標値とする。